

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ちくご川コミュニティ財団(以下「当財団」という。)の倫理規程の理念に則り、当財団に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当財団の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 当財団のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス委員会
- (2) コンプライアンス担当理事：理事の中から理事会の決議により選任
- (3) コンプライアンス統括部門：事務局

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス統括部門長及び財団内外の複数の有識者により構成する。委員の人選・召集は、理事会の協議の上決定する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反事件が組織内部での解決が不適当と判断される場合の外部有識者による臨時第三者委員会設置の理事会への提言
- (5) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (6) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分再発防止策の公表
- (7) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス担当理事)

第5条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から理事会の決議により選任された者とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下の通りとする。なお、(1)の最終責任者は、理事長とし、コンプライアンス担当理事は、理事長と緊密な連携の上、施策の実施に責

任を持つ。

- (1) コンプライアンス施策の実施の責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス統括部門)

第6条 当財団の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、年2回以上開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。

- 2 コンプライアンス統括部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれる事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
- 3 役職員は、緊急事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。
4. コンプライアンスに関わる関係者は、通報した役職員の処遇に、一切不利益を生じさせてはならない。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 当財団は、役職員に対して、当財団の倫理規定を含むコンプライアンスについて、定期的に研修を行なうものとする。

(懲戒等)

第10条 職員が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

- 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事がこれを行う。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

この規程は、令和2年3月1日から実施する。

この規程は、令和4年4月1日に改定する。

法人の名称を、令和7年10月30日に変更する。

この規程は、令和8年6月25日に改定する。